平成２２年（フ）第７８１号
岡山市北区津高220番地　笹ヶ瀬パークレイB102
債務者　中西　　満
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５２号
東京都青梅市河辺町５丁目２番地の12サンライズマンション302
債務者　宮本慧子こと　呂　　慧子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４５３号
東京都八王子市諏訪町1922番地１松枝住宅２―202
債務者　浅井　邦雄
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５３９号
東京都立川市錦町２丁目１番21号ヴィレッヂ林402号
債務者　八尾　　仁
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７０号
静岡県富士市久沢791番地の６、前住所静岡県富士市入山瀬616番地の３
債務者　山本　時美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８０８４号
大阪市淀川区新高１丁目５番14号　ラ・ペール一番館３Ｂ
債務者　東川　俊介
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５５号
大阪市西区京町堀３丁目３番９―301号
債務者　赤堀　良江
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１４号
沖縄県沖縄市桃原３丁目18番９号
債務者　上原　　仁
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２６８４号
東京都練馬区南大泉４丁目49―28―203
債務者　山本有美子・松山有美子こと　李　有美子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５８２号
東京都渋谷区笹塚１丁目32―９―101
債務者　五十嵐しずえ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４３９号
東京都世田谷区宮坂２丁目１―１―201
債務者　岡庭　朱実（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５４７号
東京都江戸川区南葛西２丁目28―12―303
債務者　米沢　愛美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１５号
神奈川県座間市相武台４丁目4748番地の10コーポ奥津103号
債務者　松下　　緑（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２０号
相模原市南区当麻1101番地４　アルテミス101号室
債務者　野口アラン
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６３２号
相模原市緑区下九沢1998番地９
債務者　前田　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部